

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 長内 和彦

## 質問書に対する回答

(工事名) 道東自動車道 清水工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	特記仕様書 28-15-2 について、「当契約は、本工事の諸経費①の対象となる項目のうち、率計上工事に関する事項、週休 2 日推進工事に要する費用及び単価表の摘要欄に「見積対象」と記載がある単価項目を除いた合計金額に対して 9%を一式計上するものとする。」と記載されていますが、「諸経費①の対象となる項目のうち、率計上工事に関する事項」は共通仮設費(率)の対象ということでしょうか。または、その他の経費対象も 9%の対象となるのでしょうか。ご教示お願ひいたします。	「諸経費①の対象となる項目のうち、率計上工事に関する事項」は土木工事積算基準（令和 3 年度版（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社））第 2 編間接工事費及び一般管理費等 1-3-8 共通仮設費（C）における直接工事費となり共通架設費の率の対象となります。また、その他の諸経費における現場管理費、一般管理費の対象となります。
2	金抜き設計書 番号 38,42 番に使用する SD345 の鉄筋について、建設物価、積算資料に掲載されている帯広地区の取引数量 20~50 t の単価を使用していると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は出典をご教示お願ひいたします。	積算に用いる材料費の単価についてはお答えできません。土木工事積算基準（令和 3 年度版（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社））第 3 編 材料費 3. 材料の価格を参照の上、御社の資材調達計画に基づき計上してください。
3	金抜き設計書 番号 39 番に使用するエポキシ樹脂塗装鉄筋は、建設物価に掲載されている帯広地区の取引数量 20~50 t の単価に異形棒鋼エポキシ樹脂塗装費を加算していると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は出典をご教示お願ひいたします。	積算に用いる材料費の単価についてはお答えできません。土木工事積算基準（令和 3 年度版（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社））第 3 編 材料費 3. 材料の価格を参照の上、御社の資材調達計画に基づき計上してください。

		い。
4	金抜き設計書 番号 40,41 番に使用する SD490 の鉄筋について、建設物価、積算資料には SD490D16～D25、D29～D32 の単価の掲載がありません。出典をご教示お願ひいたします。	積算に用いる材料費の単価についてはお答えできません。 土木工事積算基準（令和3年度版（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社））第3編 材料費 3. 材料の価格を参照の上、御社の資材調達計画に基づき計上してください。
5	金抜き設計書 番号 41 番に使用する SD490D35、D41 の鉄筋について、建設物価、積算資料に掲載されている帯広地区の取引数量 20～50 t の単価を使用していると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は出典をご教示お願ひいたします。	積算に用いる材料費の単価についてはお答えできません。 土木工事積算基準（令和3年度版（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社））第3編 材料費 3. 材料の価格を参照の上、御社の資材調達計画に基づき計上してください。
6	金抜き設計書 番号 77 番 仮設土留工 設置工 A で使用するゼロクラッシャパイラー損料とクローラクレーン損料の 4 週 8 休の機械経費(損料)に用いる月平均標準稼働率は 0.67 で計算していると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は補正の掛け方をご教示お願ひいたします。	御社の施工計画に基づきお考えください。
7	この工事では現場環境改善費(率)を計上していると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書 2 4. 現場環境改善に関する事項に記載のとおりです。
8	この工事の経費計算には「一般交通影響有り(1)」の補正を掛けていると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書 1 – 5 に記載のとおり、市街地部が施工場所に含まれない工事であり、また、その他の補正対象の施工地域区分でないため、施工地域区分に応じた補正は行っておりません。

9	この工事で施工するロールドガッターは現場打ちで想定されているのでしょうか。ご教示お願ひいたします。	ロールドガッターは率計上工事に関する事項となります。率計上項目に関する項目は図書に記載のとおり、受注後に協議を開始する項目であるため内容に関する質問は受け付けておりません。
10	割掛対象表－工事用機械分解組立費について、重機運搬に伴う損料は R2 建設機械等損料表 11 欄(豪雪補正あり)を使用していると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は出典をご教示お願ひいたします。また、冬季休止期間時の重建設機械の分解、組立、輸送は計上とならないのでしょうか、ご教示お願ひいたします。	損料は土木工事積算基準 第5編 機械器具経費基づきお考えください。また、冬季休止期間時の工事用機械分解組立費は計上しておりません。
11	割掛対象表－工事用機械分解組立費(土工 A)は、バックホウ山積 1.0m <sup>3</sup> 以上-5 台、湿地ブルドーザー20 t 級以上 28 t 級以下-5 台、ブルドーザ(リッパ装置付)32 t -1 台、ブルドーザ 32 t -1 台の基地から工事現場の搬入搬出にかかる分解、組立、輸送と往復分の輸送中の損料の計上で、現場内運搬の分解組立費は計上していないと考えてよろしいでしょうか。現場内運搬の分解組立費が含まれる場合は機種と台数をご教示お願ひいたします。	「割掛対象表 参考内訳書」に記載されている「工事用機械分解組立費(土工A)」に現場内運搬の分解組立費は計上しておりません。「数量内訳 (参考)」に基づき、御社の施工計画に基づきお考えください。